

いわて教育旅行誘致促進事業Q & A

Q 1 教育旅行とはどのようなツアーを指すか。

A 1 主に修学旅行など、文部科学省が定める学習指導要領に基づき、「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」として行われるものを指します。

Q 2 県外の学校の教育旅行は助成の対象となるか。

A 2 助成要件を満たす教育旅行であれば県外の学校も助成の対象となります。

Q 3 学校の修学旅行以外の行事（例：野外活動等）も助成の対象となるか。

A 3 文部科学省が定める学習指導要領に基づき、「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」として行われるものについては、助成の対象となります。

Q 4 岩手県外の旅行会社も対象となるか。

A 4 助成要件を満たすツアーを催行する場合、岩手県外の旅行会社も対象となります。

Q 5 当該補助制度は市町村等の助成との併用は可能か。

A 5 本事業については、市町村等が実施する他の補助事業との併用は可能です。ただし、併用しようとしている補助事業によっては、他の補助事業との併用を不可としている場合がありますので、詳しくは併用を考えている補助事業の事業主体にご確認ください。

Q 6 1ヶ月毎の期間に区切って申請するとはどういうことか。また、申請期限の考え方を詳しく教えてほしい。

A 6 暦上の1ヶ月（4月、5月、6月等）に区切って申請する、という意味です。また、申請期限は事業開始月の前月からの受付、事業開始日の2週間前までとしています。例えば、5月1日から5月31日の事業期間の場合、前月の4月3日から4月17日までの申請が必要です。ただし、4月14日から4月30日の事業期間分については、特例として4月10日までの提出を認めています。なお、2ヶ月以上先の事業期間分を前もって申請することはできません。

Q 7 対象となる教育旅行が月を跨ぐ日程の場合はどのようにしたらよいか。

A 7 出発日または行程の中で最初にバスの利用が発生する日を基準に事業期間を割り振ってください。例えば4月30日から5月2日までが催行期間でバスの利用が4月30日からの教育旅行の場合、出発日の4月30日を基準に4月分の事業期間分と判断することができます。同じ催行期間でバスの利用が5月1日からの場合は、5月分の事業期間分の扱いとなります。

Q 8 催行計画一覧表を作成するにあたり、申請時点で催行するかどうか未確定のツアーを含めて申請することとしてよろしいか。

A 8 本事業は交付決定後の増額変更ができないため、催行計画一覧表については、検討段階のツアーも見込んで作成をお願いします。ただし、前年度実績よりも計画数が著しく増加している場合（いわゆる、枠取りと思われる行為）は、内容に関して個別にヒアリングを行う場合がありますのでご対応をお願いします。

Q 9 1事業者当たりの補助金申請上限額が2,000,000円とはどういうことか。
A 9 本事業の全実施期間中の申請額累計の上限額が2,000,000円という意味です。1申請あたりの上限ではない旨、ご注意ください。また、複数の事業期間の申請を検討している場合は、申請可能額に十分ご注意ください。

Q10 各申請の期日が設定されているが、期限となる日が土日祝日にあたる場合はどのような扱いになるのか。

A10 申請の締切日にあたる日が土日祝日の場合、前営業日までの提出を期限とします。

Q11 支店ごとに申請することは可能か。

A11 支店ごとの申請はできません。必ず事業者単位での申請をお願いします。

Q12 事業期間中に当初の計画以上のツアーが催行されることになった場合、増額又は事業期間を重複させて新規の申請することは可能か。

A12 交付決定後に交付金額を増額することや事業期間を重複して新規申請を行うことはできません。

Q13 補助金の対象期間はいつまでか。

A13 対象期間は、《第一期》令和5年4月14日から令和5年9月30日まで、《第二期》令和5年10月1日から令和6年2月29日までとなります。ただし、対象期間内でも予算額に達した場合には募集を終了しますので、随時ホームページ等で募集状況をご確認いただくようお願いいたします。なお、補助金交付決定前の事業着手（補助金を見込んだ旅行代金の割引を行う等）は行わないでください。

Q14 事業の実施にあたって、提出した催行計画を超過する場合、実績に基づいた事業完了報告及び補助金の請求を上げることは可能か。

A14 当該補助事業は、交付決定した補助金の範囲内で実施するものです。そのため、例えば補助金の交付決定額が100万円であれば、100万円を超過する補助金の請求はできません。

【本来の催行計画】

催行本数	補助金単価	補助金申請額	交付決定額
20本	50,000円	1,000,000円	1,000,000円

【認められない事例】

催行本数	補助金単価	補助金請求額
25本	50,000円	1,250,000円

※交付決定額を超過しての補助金の請求はできません。補助対象とするツアーは交付決定額の範囲内で助成金申請者（旅行業者）が選定し、実績報告を行ってください。

Q15 補助金はどのタイミングで支払われるのか。

A15 実績報告書・請求書が提出され、実績について審査が完了した後の支払となります。実績報告書や請求書に不備がある場合は、書類が整うまでは受理できませんので、ご注意ください。

Q16 事業期間経過後、補助金請求時に催行実績が催行計画に満たなかった場合どうなるか。

A16 催行実績をもって補助金を交付します。なお、当初計画していた金額に対して減額する金額が20%を超える場合は、実績報告前に変更申請が必要となりますので、必要書類を添えて、変更承認申請書の提出をお願いします。

Q17 事業期間中、予定している催行が補助対象になるか、電話等で問合せし、確認することは可能か。(実施前に確実に補助対象となるか確認したい)

A17 実施する事業が補助対象となるか疑義が生じた場合は、県観光・プロモーション室担当までお問合わせください。ただし、学習指導要領上の教育旅行にあたるかどうか、の判断については、各学校に直接問わせていただくようお願いいたします。なお、問合せにあたり、直接来室される場合は、必ず事前にアポイントを取っていただくようお願いいたします。

Q18 具体的に補助対象となる岩手県内の観光地はどのようなものか。

A18 県や市町村などの公的機関の観光パンフレット等に掲載されているなど、観光の目的として訪れる施設やアクティビティ、イベント(以下「施設等」)を対象としております。ウェブサイトでの掲載の場合は、単独の施設(コンテンツ)として紹介されていることが条件となります。以下、参考事例について紹介します。なお、下表に「対象となる施設等」として紹介されている施設であっても、休憩のみの立ち寄りの場合は対象外となりますので、ご注意ください。

対象となる施設等	対象とならない施設等
観光パンフレット等に掲載されている施設等 (例) ・道の駅 ・温泉施設 ・登山及びハイキング(例:五葉山など) ・体験コンテンツ(サッパ船乗船、地引網漁体験など)	観光パンフレット等に掲載されていない施設等 (例) ・産直施設 ・高速道路のサービスエリア ・児童公園 ・レストラン(チェーン店) ・ホテル(食事利用のみ)

Q19 宿泊場所の手配・支払いを申請者(旅行会社)以外が行っている場合でも申請は可能か。

A19 この場合は申請できません。本事業は「旅行会社が催行する貸切バスを使用した教育旅行」を補助対象と定めており、さらに「岩手県の宿泊施設に1泊以上すること」を要件としています。この要件を満たしているか否かの確認のため、補助金請求時には「旅行行程表及び旅行代金内訳書」及び「宿泊証明書(様式第9号)」の提出を求めているところですが、旅行会社が手配した宿泊施設ではない場合、「宿泊証明書(様式第9号)」による宿泊の証明が当該旅行によるものかの確認が不十分となるため認めないこととします。

Q20 同じ旅行行程の中で、運行するバスの台数が日によって異なる場合、1日あたりの最大台数分で申請することは可能か。

A20 可能です。同じ旅行行程の中で、運行するバスの台数が最も多い日の台数を申請して

ください。例えば、1日目にバスを1台運行させ、2日目に2台運行させる場合は、「2台」として申請することが可能です。

Q21 当該補助制度について、県民にどのように周知を行う予定か。

A21 岩手県商工労働観光部で実施している新型コロナウイルス感染症対応の支援策について、広く周知するため、支援策一覧を岩手県公式ホームページで公開するほか、市町村や関係団体あてお知らせすることとしています。